

第四百七十七回国 参議院災害対策特別委員会会議録第三号

平成十二年三月二十四日(金曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

但馬 久美君

理事

太田 豊秋君

三浦 一水君

江本 孟紀君

加藤 修一君

委員

市川 一朗君

加納 時男君

鹿熊 安正君

景山俊太郎君

鈴木 正孝君

田村 公平君

森山 裕君

小山 峰男君

高嶋 良充君

本岡 昭次君

大沢 辰美君

畑野 君枝君

梶原 敬義君

鶴保 庸介君

岩本 莊太君

衆議院議員

災害対策特別委員長

岡島 正之君

国務大臣

国務大臣
(国土庁長官)

中山 正暉君

政務次官

建設政務次官

加藤 卓二君

国土政務次官

増田 敏男君

事務局側

常任委員会専門員

杉谷 洗大君

政府参考人

科学技術庁研究開発局長

池田 要君

科学技術庁原子力安全局長

間宮 肇君

環境庁水質保全局長

遠藤 保雄君

国土庁防災局長

生田 長人君

厚生省社会・援護局保護課長

宇野 裕君

水産庁長官

中須 勇雄君

水産庁漁政部長

小林 芳雄君

資源エネルギー庁長官

河野 博文君

資源エネルギー庁長官官房審議官

藤富 正晴君

運輸省運輸政策局長

羽生 次郎君

海上保安庁次長

長光 正純君

建設大臣官房長

小川 忠男君

建設省住宅局長

那珂 正君

消防庁長官

鈴木 正明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○災害対策樹立に関する調査

(地震防災情報システムの整備に関する件)

(原子力災害対策に関する件)

(被災者支援対策に関する件)

(油污染事件における情報管理に関する件)

(阪神・淡路大震災復興対策に関する件)

(活断層の調査に関する件)

(消防施設の整備に関する件)

(海岸保全施設の整備に関する件)

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(但馬久美君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十三日、山下芳生さんが委員を辞任され、その補欠として畑野君枝さんが選任されました。

○委員長(但馬久美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

災害対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に科学技術庁研究開発局長池田要さん、科学技術庁原子力安全局長間宮肇さん、環境庁水質保全局長遠藤保雄さん、国土庁防災局長生田長人さん、厚生省社会・援護局保護課長宇野裕さん、水産庁長官中須勇雄さん、水産庁漁政部長小林芳雄さん、資源エネルギー庁長官河野博文さん、資源エネルギー庁長官官房審議官藤富正晴さん、運輸省運輸政策局長羽生次郎さん、海上保安庁次長長光正純さん、建設大臣官房長小川忠男さん、建設省住宅局長那珂正さん、消防庁長官鈴木正明さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(但馬久美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(但馬久美君) 災害対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 おはようございます。加納時男でございます。

阪神・淡路大震災から五年たちました。この間、災害復旧とか地震対策で種々の対策が講じられてきたところでございます。その一つにDIS、ディザスター・インフォメーション・システム、地震防災情報システムというふうに申すところがあるというふうになっております。まず、このねらいについて伺いたいと思います。

○政務次官(増田敏男君) 加納先生のお尋ねにお答えを申し上げます。

地震防災情報システム、DISは、阪神・淡路大震災の経験を生かして、政府の初動対応の迅速化など震災対策の充実強化を図るため、地理情報システムを用いたシステムの整備を推進しているところであります。

DISのうち、地震発生直後の情報が限られた状況下でさまざまな被害規模を推計し、政府の初動対応の迅速化に資することを目的とした地震被害早期評価システム、EESについては平成八年四月から二十四時間体制で運用しているところであります。

そこで、国の災害対策本部等における緊急輸送など各種の応急対策計画の策定を総合的にバックアップすることを目的とした応急対策支援システムについては、現在整備を推進しているところであります。

○加納時男君 ありがとうございます。

今お話しのように、限られた情報下でさまざまな推計をすると政務次官はおっしゃいましたけれども、そういうねらいがまずEESにあると思えます。

先日、実は私は国土庁三階の防災対策本部を見

物なのですくお金がかかる。自重だけで、どんなだけで千トンぐらいふえちゃって、仮に改修

○加納時男君 次官から大麥丁寧な御説明をいただいて、よくわかりました。ありがとうございま

策特別措置法に基づいて実施すべき新たな事項を追加したいと考えております。それから、モ

ニタリング機能の強化など、現行計画の実効性を高める上で必要な基準を充実させたい、訓練の細目をはっきりさせたい、こういう気持ちでおります。そういうものを中心にいたしまして鋭意見直しの作業を行ってまいります。

現在の予定でございますが、中央防災会議に設置された防災基本計画専門委員会の意見を伺いまして、四月中に計画原案を策定し、六月の多分十六日でございますが、同法の施行前までに中央防災会議で決定をいたしたい、かように考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。

四月中には原案をつくりたいという力強いお言葉で、六月の法の施行に間に合うということでございます。安心いたしました。

実は、今の大臣のお話の中に災害訓練とかいろいろございましたが、この法の施行に先立って、きのうの日経の夕刊を見ていましたところ、昨日、早朝から実際に国も参加した大規模な総合原子力防災訓練が行われたという記事がかなり大きく載っております。福井県だそうでございますが、これはどのような成果があり、どんな課題が発見されたのか、発見されなかったのか、それも含めて伺いたいと思います。

○政府参考人(藤田正晴君) 御説明申し上げます。

昨日行われました訓練は、福井県が行います原子力防災訓練に通産省、科学技術庁、内閣安全保障・危機管理室などの事務方が参加いたしました。国、地元自治体、原子力事業者、住民など約二千名の参加を得て、東京、敦賀市の両地域において昨年十二月に成立いたしました原子力災害対策特別措置法の枠組みに従ったシミュレーションを行いました。

今回の訓練におきまして、トラブル発生時の朝五時半から午後三時の緊急事態解除までを実施いたしました。迅速な情報連絡、それから敦賀市のきりめきみなと館をオフサイトセンターに見立てまして、要員の参集などの初期動作、さらにオフサ

イトセンターにおいて国、自治体及び事業者が一堂に会し合同対策協議会を四回にわたり開催するなど、関係機関の連携を図りました。これらの動作が有効に機能し、全体として原子力災害対策特別措置法の枠組みの有効性が確認できたことが成果であったと考えております。今後、訓練の実施状況を総合的に評価し、より円滑な情報連絡のあり方など、反省点及び課題を詳細に抽出することとしております。

こうした今回の訓練の結果につきましては、本年六月中旬の原子力災害対策特別措置法の施行に向けて現在作業を進めております国及び自治体の防災計画やマニュアルの作成に生かし、より実効性のある原子力防災対策の構築を図ってまいり所存であります。

○加納時男君 ありがとうございます。きのう審議官が行かれたようで、御苦労さまでした。早速の御報告ありがとうございます。

今のお話を伺っていて、いろんな点でうまくいったということなんです。実は私も福井県は十回ぐらい行っておりますけれども、きのう想定した教習ですね、あそこもそうなんです、非常に周辺の道路が整備されていないところが結構あります。いざ避難というときには、こんなことがあつちやいけないんでしようけれども、避難道路も十分あるということがまた住民の方の安心感も高めると思います。

そういうことで、国策としての原子力推進であるならば、例えば周辺道路を整備していくということは考えられないだろうか。これを例えば県道だから狭いのだということになれば国道にした、それから公共事業費を優先的に配分するとか、いろんな工夫もあつていいと思うんですが、この辺は御検討いただけますでしょうか。

○政務次官(加藤卓二君) 大変大事な原子力施設周辺の道路整備についてのお尋ねでございますが、原子力施設の周辺道路については、地域の事情も踏まえて、従来の通常の道路事業に加えて電源立地促進対策交付金等も活用しつつ、必要な道

路の整備を進めているところでございます。また、平成十一年の第二次補正予算においても、避難や迂回の機能が期待される幹線道路について予算を計上するなど、対応を実施しております。今後とも、地域の状況を踏まえ、引き続き必要な道路の整備を進めてまいり所存でございます。

このほか電源立地法とか電源対策助定などがございまして、こういうものともよく相談しながら電源立地の地域の道路整備には十二分に注意して心がけていきたいと思っております。

○加納時男君 あと二十秒なので、一言だけ申し上げて終わります。

おっしゃることは結構でございますが、今、電源対策助定とかおっしゃいましたけれども、そういうものの範囲をはるかに超える話で、地域の周辺道路の整備ということの陳情を地域の住民からいっぱい受けておりますので、ぜひそれを心にとめていただまして、ちょうど時間でありましてから終わります。

○本岡昭次君 災害対策特別委員会に対する国土庁長官の所信表明に関連して、若干質問をいたします。

まず、災害対策の基本姿勢ということでございますが、私はずっと大臣の所信表明を読ませていただきました。大変失礼であります、何かこれは予算の説明を私は読んでいたのかというふうなふうに思つたんです。というのは、基本姿勢ということに国土庁長官が災害対策に対して一体どういう考えを基本的に持っておられるのかということがないままずっと個別のものがこへ出てくるからであります。

私もこの委員会に長年ずっとおります。ほとんどのところで所信を伺いました。そこで出てくることは、各大臣とも次のようなことを皆おっしゃつたんです。それは、我が国は各種災害が起きやすい自然条件にあり、まあそれは書いてあります。問題は、その次で、災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することは国政の基本でありますということを皆きちつと

しゃつてから以下とこう行くんです。これがない施政方針というのは一体何なのか。これはわざとお抜きになったのか、それとも事務局が書かなかつたのか、大臣自身にその認識がなかったのか、これは極めて大事なことです。国民の生命、財産、身体を保護する、これは国の責務なんです。よ。そのことを踏まえて議論ができなければこの災害対策特別委員会は意味をなさない。はつきりとそのことを、所信のところで一体なぜこれがいいのかということをはっきり明快にしていた

結語というところにこれは書いてある、おっしゃつておられると思うんですね。私はわかつておるんです。結語に書いてある。それは今から言います。何でも結語なのか。結びという書き方もあるけれども、やはり最初に所信の一番大事なことをきちつと書いて、以下こうですというのが普通の書き方で、最初にきちつと書いて、終わりに私の考えはこれですという書き方は普通でないというふうに思つて、いささか私なりに腹を立てて、一体どういうことやというのを言いたかつたわけでありまして。後ろに書いてあるからいいでしょうということであるならそれでもいいですけれどもね。

○国務大臣(中山正晴君) 兵庫県の御出身で、特に阪神・淡路大震災のときにはいろいろ御活躍をされたこと、テレビその他で拝見をしております。

これは全部読んでいただきました。思いましたので、初めはそういうお怒りをいただくかもしれないが、結語のところに書いてあるから、ここです。つくり笑つていただこうというのが目標でございます。結語に書いてあるというところは、全部の意味はこれだ。本当はもうそんなことは言わなくても、国が市町村それから府県と一緒に政治家としての大前提でございますから、ひとつ最後まで皆さんに読んでいただく、私もここで皆さんに最後の結語に特に力を入れて、この辺を

大きな声で言ったつもりでございます。

○本岡昭次君 結語に書くか前に書くかどちらがいいかということですが、私は常識的に見て、大臣の所信ですから、最も基本的なことはまず最初におっしゃって、それから以下いろいろとお述べになる方が我々にとってはわかりやすいというふうに思ふので、もし国土庁がこういう文章を書くときには、最初にきちっとこういうものを書いていただきたいという要望をしておきます。そして、大臣はそのものに、そうした基本のことに変わりはなく、これは当たり前で、変わったら困るんですが、そういうことも確認をした上で質問をさせていただきます。

まず最初に、被災者生活再建支援法の附則第二条に、被災により「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」とあり、それを受けて大臣の所信にもそのことが出ております。「国土庁に設置いたしました被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会において、本年夏ごろを目途に報告を取りまとめるべく、現在、検討が行われているところであります。」と、こう書かれてあります。このことについて若干質問します。

この検討委員会の審議は夏を目途に報告を取りまとめようとしていることがこの所信からは明らかになっておりますが、大臣として、一体この附則第二条に取り上げられている住宅被災者の住宅再建支援の問題を基本的にとのようにならざるを得るのかということをお伺いしたいのであります。

というのは、これは私たち民主党も入りまして、超党派の住宅再建問題に対する議論がありまして、そこがいろいろと今議論を小委員会でも行なっております。恐らくこの検討委員会よりも先行いたしております。内容は、そして、二千五百万署名、阪神・淡路大震災直後、当時の橋本総理に国民運動的に要請した文書、署名があるんですが、

それに基づいてこの事態も動いているわけでありまして、住宅再建問題も。その署名に参画した全員の知事会とか日本生活協同組合連合会あるいは全労災、こうしたところも加わって、そうした署名運動を起こしたその立場から住宅再建支援の問題はいかにあればいいかということをも具体的なプランを今練って政府に対して要請しようとしておるんです。議連の方は議連の方で出そうとしておる。私も議連のメンバーです。そこであるとき議連で質問したんです。国土庁の方もこういう検討委員会を持ってやっていると、検討委員会と我々議連との関係はいかかという質問をしました。そのときに、その議連の代表者は次のように言いました。申しわけないけれども、国土庁のその検討委員会なんぞは期待できないだろう、議連の方で責任を持って議員立法として出そうじゃないかということになって、私も納得して、それなら力を入れよう、こうなった。

こういう環境の中にあつて、一体、国土庁の検討委員会なるものはいかなることを検討し、いかなる答えを出そうとしているのか。そこに出てくるものが、今言いましたように議連が出そうとしているもの、そうした二千五百万の署名を集めたそういう団体がこういうものこそ住宅再建支援に必要だというプランを出してくる。それと、こちらの国土庁の検討委員会の関係、本来ならばこれは最も先行すべきものが実態的には最もおくれいているんじゃないかと私は思ふのであります。

そういうことを環境的にひとつ知つていただいて、国土庁長官の被災者に対する住宅再建問題、この附則第二条にこれを書き上げたその経緯を踏まえて、ひとつ今のお考えをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(中山正曜君) 先生が当時、議員立法をしようというので政治家として大変御努力なさっている姿を私もとうとう御活動だと思つて敬意を表しながら見ておりました。とにかく国民の血税をお預かりしながら対策を立てる役所でございますから、住宅再建支援策に関する考え方とい

うのは被災者の自助努力と支援のあり方をどうバランスとるかということだと思ひます。

ですから、自然災害により住宅が全半壊したその世帯に対する住宅再建支援のあり方なんかにつきまして、被災者生活再建支援法の附則において「総合的な見地から検討を行う」ということになつております。国土庁に設置いたしました被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会、これは住宅再建の支援のあり方を総合的な見地からこれから検討したいということ、これまで十一回の委員会をやっております。十一回の委員会を開催いたしました。地方公共団体や各都道府県のヒアリングを行ひまして、現在、被災者の住宅再建支援に関する基本的な考え方、それからまた具体的な支援策のあり方などについて議論をいたしております。本年夏ごろということのはやっぱ八月の概算要求、そのころになると思うのでございますが、予算関連でございますので、それを目途に考え方をまとめてまいりたいと。

国土庁といたしましては、本検討委員会の報告を踏まえまして、関係省庁と協力をしながら適切に対応したい。特に地震保険の改良の問題とか現物資給にかえて家賃切符を出すとか、いろんなお考えがあるようにございまして。それから、公営住宅をどういうふうな方式を考えていくかと民間家賃の助成とか、いろんなお考え方を私も伺つておりますので、それらをいろいろ検討材料にしながら、いつ起こるかかわらないこととございまして、まだまだ神戸で被災された方々の完全なお立ち直りということまでいってございせんようでございます。今までの費用としては五兆二百億円を投入しております。これは全国の皆さんに御理解をいただいで対応したこととございまして、万全とはいかないかも知れませんが、現在の最良と私も思つておりますことも、より最良のものに変えていきたい、こんな感覚でおります。

○本岡昭次君 住宅再建を国が支援するという、

今までは個人のものは個人で、私有財産制のもとだからみずからの私有財産に係るものは自分で再建しなさいというこの基本形態から一歩踏み込んでいこうという努力は私は認めます。そして、今おっしゃったように、夏というのは概算要求というものに関連しているんだ、予算要求というものもあるだろうとおっしゃっていることは前向きな姿勢として私は評価します。しかし、今おっしゃったようなレベルのものが出てくるとすれば何かがつかりというふうな感じがしないでもないわけでありまして、もう一方、今言いましたように議連とかそういう運動体のところが出してくるプランというのはいささか少くも前向きなものであります。

今、大臣も国民の大切な税金を預かっている役所としてという前向きがありました。確かにそうでありましても、そこそこはお互いに安全システムをつくっていくという共通理解をしながら、そういう住宅再建に対して公的な資金を、支援をどれだけできるのかということ、私は国土庁としても大胆に踏み込んでいくことが必要ではないかということ、そこを申し上げ、そして議連なり民間の出してきたその内容の問題も、恐らく国会で議論をするときに、もう国土庁が出したものは金科玉条、それしかないんだということにならないようにやっていたきたいということ、さうは要望にとどめておきます。

それから次に、被災者生活再建支援法ができました。これが現に今適用をされておまして、その適用のあり方から生活再建支援法も今のままでいいのかという問題がかなり起こつてきております。このことは、私は阪神・淡路大震災の今の被災者にどうこうということ、言っているんじゃないやないんです。これから起こってくる災害に対して一つ一つ適用しながら、そこに問題が起こればそれは改善をしてよりよいものに押し上げていくという一つのシステムのようなものが必要であらうと考えるからであります。だからこそこういう委員会の中でそうした実態を具体的に検証して、

そして今ある法律をよりよいものにしていくということをぜひやりたいと思います。

そこで、被災者生活再建支援法の適用を平成十一年の四月五日から受けているんですが、愛知、岩手、広島、山口、福岡、熊本等七十一市町村がこの支援金の対象になりました。

そこで、こういう資料もあるわけです。全壊したという世帯が四百二十八世帯、その中でいわずに百万円、七十五万円あるいは五十万円、こういう三つのいろんな状況によってお金が出ますが、そういう全壊という状態ながら支給された世帯が二百四十三世帯、パーセントでいくと五六・八％。

逆に言うと、四三・二％は全壊したけれども被災者生活再建支援金の支給を受けていないということとを私の持っている資料は言いあらわしていると思います。一つの法律があつて、全壊したといながらいろいろな制約によつて四〇％近い世帯が支給の対象にならない。この法律は果たして法としての公正公平という観点から本当に被災者の生活再建ということについての法律たり得るのかというふうには私は考えます。

一体なぜこういうことになるのか。これははっきりいまして所得制限であります。所得制限であります。収入の合計が五百万円以下の世帯で支援金百万円。収入合計が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるものまたは総理府令で定める要援護世帯であるもので支援金五十万円。しかも、その百万円も複数世帯で百万円であつて、単身であれば七十五万円でありまして。金額の問題は後で議論しますが、百万円、七十五万円、五十万円というこの金額をもらえないというのは、今言う所得制限にあるということ、果たしてこの所得制限が妥当なのかどうかということでありまして。

そこで、物の考え方の一つとして、要するにこれは福祉政策というふうによつておられるなら、所得の低い人、高齢者ということとそれなりの妥当性があるでしょう。しかし、これは福祉政策じゃなしに、国民の生命、財産を守るというふうした

基本的な国の責務に基づいて、自分の責任でない自然災害によつて生活の拠点である家が全壊するということに対して、国がその生活を再建するために頑張れと激励の意味も込めて国民の大切な税金をそこに投入していく、要するに共生、助け合い、そういうものであるべきだと思うんです。恵まれない人、生活困窮者に支援するということがないはずで、この法律の趣旨は、とすれば、やはり所得の制限というところに基本的な問題がある。

そこで私は提案したいんですが、やはりこれは一千万というレベルの所得に引き上げていくということをやらなければ、これからまた梅雨の時期に入つてほとんど風水害が起つて、そして一市町村十件以上、県レベルで百件以上の災害救助法の適用を受ける災害が出てきたときに、また所得で隣の家はもらつたけれどもこつちはもらえないというふうなことが、それは零コマ何％とかいう割合で出てくるならいいけれども、四割、五割という形で出てくるというのは私はどうしてもまずいというふうに思ふんです。

一千万まで引き上げますと、全世帯の年間平均収入は七百五十万円というふうな統計で出ているのであります。少なくともこの全世帯の年間収入平均を上回る、そして全体の七割から八割をカバーするといふふうな金額でもつてこの法律の基本を定めるべきだと、私はこう考えます。だから、私は、そういう意味でこの法律改正を、こんなのは政府が出さないかぬものを政府が出さへんから議員立法で成立したものですよ。だから、我々は議員立法という立場でそここの問題も解明したい、こう思つておるんですが、私の言っていることに長官、無理がありませんか。

○国務大臣(中山正曜君) 先生の言つていらつしやることは本当に政治家としては無理がないとは思いますが、役所の一番責任者としておりますと、そうはいつてもなかなか大変だなど。打ち出の小づちでも持つていけばいいのでございまして、それがいい。六百四十五兆円のいわゆる公債

発行残高、地方もなかなか大変、その中で財政再建をどうするんだといういろいろな議論をする中で、現在行い得る最良の方式というのは一体何だろうかというところが、私は国民の皆さんに納めていただいている税金を災害が起つたときにその方へどういふふうな心いやりそれから立ち直りに使つていただくかというのは、これは大事な大事な問題だと思ひます。

今、先生、二百四十三件という御指摘がございましたが、これは二百五十七件になっておりまして、今申請期間中でございまして、これでまだとまりません。

だけれども、恐縮でございすけれども、被災者生活再建支援法というのは、自然災害から生活の基盤に著しい被害を受けた方々で経済的な理由等によつて自力による生活を再建することが困難な人、これが原則でございまして、自立した生活の開始を支援することを目的としておりまして、この目的を踏まえて、世帯の収入、世帯主の年齢、それから要援護世帯かどうかをこの対象世帯の要件と定めております。法律でそうなつておりますので、現在の収入要件を前提として我が国の全世帯の約五割がこの要件に該当してございまして、適用範囲が特に狭いということにはなつていないものと考えております。いずれにいたしましても、制度の趣旨とか財源の確保等の問題もございまして、御指摘の点については慎重な検討をしなければならぬ。

収入制限を一千万円以下にした場合には全世帯、日本じゅうの八割の人が対象になつてしまふますので、これは一体どういふことだろうと。気持としては、先生がおっしゃつたように、災害を受けられた人にとつてはもと本当にサンタクローズのようなことができればこれはまた一番適切なことだと思いますが、その袋の中身というのとはまたなにかお預かりしておりますのかといふのは、これは国民から預かりしておりますので、おのずからその辺に、皆さんに御納得をいただく、議会の先生方にも御納得をいただく、委員会の先生方にも御承

知いただくような対応しか今のところは、これはないのでは振れないと申しますか、そんな形になつておると思ひます。

○本岡昭次君 これはまた議員立法で改正案を出した中で議論をさせていただくことにします。

それで、今おっしゃつたように、サンタクローズのように気前よく上げられたらいいんですがというお話がありました。私は、国民が一生懸命働いて納めた税金を預かつていふという立場から、当然そういう慎重な配慮は必要だと思ひます。しかし、私が言いましたように、安心システムをつくつていくという基本的な命題が一つあると思ひます。

それと、私は最初なぜ前にあるのと後ろにあるのと違うかと、ばかみたいなのを言うなと思ひましたけれども、私の気持ちとしては、やはり国民の生命、財産、身体保護、それをやるのが国の責務だと書いてある国の責務とは何かということなんです。国の責務と言う以上、自分の責任でない状態で起つた事柄に対して、やはり国がその生活を再建するという、生活基盤を回復することに対して可能な限りの支援をするということではなければ国の責務ということと結びつかないというふうに思ふんです。

そして、今一番大事なことは、私は、こういう自然災害等の起つた後の状況というのは、復興というけれども、何を復興させるのかという、信頼の復興というものが最も大事だと思ふんです。政治に対する信頼、政府に対する信頼、一番厳しい状態にだつと追い込まれた人に対してどうするか。ところが、私の被災地の神戸を見ても、あなたがたおっしゃつたように五兆円からのお金をつぎ込んだと、私の見る限りかなりなことをやつた。だけれども、政治に対する信頼、政府に対する信頼が回復したかという、しないんです。これはなぜかという問題があるんです。そのことを政府がしっかりと考えなければ、それこそ国民から預かつたお金をむだに使つたという、使ひ方によるんです。

だから、一人一人の被災者が生活基盤を回復し、自立し、そして税金を納められるような状態に自分の生活をもとに戻していくことを一日も早めていくことが私は復興の一番大事な、そしてそこに初めて政治への信頼も生まれてくる、こう思うんです。だから、その問題も、生活基盤回復のために今のシステムの中の所得制限が妥当かどうかというところをぜひとも国土庁としてお考えいただきたいということを強く申し上げておきます。

それから次に、百万円という金額ですが、これも国民の税金だということから話が来るようになります。しかし、私は別の論議があると思う。というのは、あくまで現物主義なんです。国民の生命、財産を守る国の責務とは何かというと、みんな現物なんです。お金は渡さぬというのは国民不信です。お金を渡したら、酒を飲んでしまったり終わってまうやないかと。そんなことをされてこんな大事な税金をというふうなところが出てくる。それは酒を飲んだりそれをばくちに使ったりパチンコに使ってしまったら、何のためにお金を渡したんやというこの論議は確かに出てきます。だからといって、百万円のお金を渡して、それで買う物を指定して、冷蔵庫とか洗濯機とか物を指定して、そして買った物の領収書を持ってこいというふうなやり方、あくまで現物主義なんです。

災害救助法の中の修理というのもそうなんです。修理するのに四十万円のお金を渡しますというの、四十万円を渡すのじゃないんです。キッチンを直しなさい、それで工務店がキッチンを直したということがはつきりしてからそのお金をキッチン用に渡す、こういう仕組みなんです。全部現物主義なんです。

片方は福祉という立場で持つてくる、こっちはお金じゃなくて現物という形で持つてくるという発想があるから金額の問題というものが低く低く抑えられるという現状にある、私はこう思うんです。それは現物主義というの、一つの考え方です。

しょう。私は一〇〇%否定しません。だけれども、被災された方が生活基盤を回復して自立への道を歩んでいくというときに、国から渡すお金は冷蔵庫です、電気洗濯機です、炊飯器です、何々です、といった物を指定して、しかもその金額、そうしたら、何ですか、私は五十万円の冷蔵庫を買おうという人と十万円の冷蔵庫を買おうとしたら一体それはどうなるのかというふうな事柄まで、一々五十万円はあなた高過ぎるというのか。そんなことまでなぜ政府が、役所が一々構わなければならぬのかという、このところを、今、大臣も首をかしげられました。

だから、その現物主義を何とか打ち破って、そして金額を積み上げていくことがなければ本当の意味の生活回復の支援ということにはならぬ、こう思います。いかがですか。

○国務大臣(中山正曜君) 今の後の部分から申し上げますと、ラジオ、テレビ、電話機、自転車、寝具、鏡台、照明器具、食器戸棚、食堂セット、座卓、たんす、扇風機、電気アイロン、ミシン、電気洗濯機、電気掃除機、電気冷蔵庫、ガスストーブ、電子レンジ、自動炊飯器、これは領収書は要りません。

○本岡昭次君 要らぬの。

○国務大臣(中山正曜君) はい。これは領収書は要りませんから、御安心いただきたいと思えます。

領収書の要るものというのは、ストーブ、石油ストーブ、電気ストーブ、ガスストーブ、それから電気カーペット、防寒服、ルームエアコン、ベビーベッド、乳母車、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、その他内閣総理大臣が必要と認めた医療用器具または福祉用具。ですが、地域差とか事情の問題もあるようでございます。

とにかく被災者生活再建支援法では支援金の支給上限額を百万円といたしております。最高は百五十万まで行けるようでございますけれども……○本岡昭次君 行っていない。それは神戸だけだ。○国務大臣(中山正曜君) 訂正いたします。上限

額百万円までといたしておりますけれども、本制度を創設する前に実施されていた阪神・淡路大震災被災者に対する生活再建支援金制度等の支援措置を視野に入れた上で、全国知事会の御要望とかそういうものを基礎にいたしまして、被災者の自立した生活に必要な金額として定めたものでござります。

それから、支給額の増額については、制度の創設の際の経緯、それから財源の確保等の問題もございまして、慎重な検討を要するということは先ほどから申し上げておるところでございますが、支援法で、支援金は自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定められておりますので、そのために引越しの費用とかおむねすべの世帯が保有している耐久消費財、先ほど申し上げましたような物の購入経費、それから医療費、こういうものに限られているということになっております。これらのメニューの中から被災者が必要な物品等を選択していただく。

何かひもつきのような感じがしてお気に召さないかも知れませんが、やっぱり政府も税金をちようだいしている方々に対する責任というもの、は、こういうものに使っております。先生が例示なさいましたが、ばくちとかそんなものに使われても困りますので、効果があるような、費用対効果というものが最大の問題になっておりますが、公共投資だけではなくて、こういうものも費用対効果というものが確実になるようにいたしたいと思っております。

○本岡昭次君 もう時間が来ましたから、最後に、失礼ですが、中山大臣も生活再建支援法のことについては詳細にまだまだおわかりになっていないように思います。

それで、これは議員立法とはいえず非常に大事な法律だと、こっちは議員立法でつくって政令は国土庁でつくったということ、それでは法律をつくった私たちの意思と政令をつくった国土庁の意思が果たして一致しておったのかという点もありますし、これはぜひとも、五年後に検討しようという

いう衆議院での附帯決議もございしますが、五年を待たずに、今起こっていることの中で問題があれば、やはりそれをも一つ一つよりよいものに改善していく。例えば死亡弔慰金でも、初め五十万円でスタートしたものが今五百万円になっておるんです。それで障害者にもお金が出る、貸付金とか。やはりこれは災害が起こるたびに、そこで起こったことを教訓にして一つ一つ手直しをしていって、よりよいものに仕上げていくということ、をぜひこの生活再建支援法にも組み入れてやっていただきたいということを強く要望しておきます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。私は、油除対策と沿岸線の環境脆弱性指標のマップ、これについて質問したいと思っております。

まず最初に、サハリン2の概要について答弁していただきたいんですけれども、運輸省にはサハリン2の事故の教訓を踏まえた形で説明していただきたいと思っております。あと、通産省には、九九年九月の事故発生の問題、さらに海洋汚染の危険性、開発の将来展開を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) いわゆるサハリン2プロジェクトについて御説明をさせていただきます。

サハリン2石油・天然ガス開発プロジェクトは、これは米国の企業が中心になっておりますが、日欧の企業も出資をしております。事業実施主体となるサハリン・エナジー社が既に設立をされております。サハリン島北東部沖合におきまして事業が進められておるところでございます。昨年の七月から流氷のない夏場、これは六月から十一月ごろまでだけでございますが、暫定的な形で原油生産を開始したという状況にございます。

今後、原油と天然ガスを輸送するためサハリン島南部までのパイプラインと積み出し施設を整備しまして二〇〇四年から原油の通年生産を行う、また二〇〇五年からは天然ガスの生産を開始いたします。LNGの形で輸出を行うという予定だ

と承知をしております。

昨年の九月の油漏れ事故についても御報告申し上げてよろしいでしょうか。

実は、昨年九月二十八日の未明でございますが、サハリン2プロジェクトにおきまして生産された原油を一時貯蔵いたしました設備を固定するための係留索が切れまして、生産設備から貯蔵設備へ送油をいたしますホースの切断が起こりそうになったということで、それを避けるための安全装置が働きました。その際に原油が一部漏出したということでございます。これは、ホースが分離する際に、ホース口自身は遮断されたわけですが、二バレル程度の原油が流出したということでございます。

そこで、流出した原油でございますけれども、現場に待機しておりました操業会社の、先ほど御紹介したサハリン・エナジー社でございますが、保有しております油回収船でこの二バレルのうちの約一バレルは回収をいたしました。残りは自然蒸発したのではないかとというふうに報告を受けておりますが、本件による自然環境等への影響は現在まで報告を受けておりません。

私も通産省といたしましては、この事故発生に際しまして、操業会社に出資をしております日本の企業、これは三井物産と三菱商事でございますが、ここを通じて事故の状況あるいは油回収作業の状況等について報告を受け、海上保安庁等関係者に連絡をしたところでございます。

○政府参考人(羽生次郎君) ナホトカ号の教訓について簡単に答えたいと思います。

平成九年に起きた事故でございますが、約六千キロリットルの原油が流出いたしました。

この値に対して教訓は主に三つございます。一つは、事故の未然防止策として、今までのような旗国、フラッグカンントリーがこれを取り締まるのから外国船舶を自分の港でコントロールするという取り締まりの強化でございます。もう一つは、ひしゃくですくっているのがテレビに出ていた画面に代表されますように、防除資機材の十分な整

備と開発でございます。特に、荒天下において高粘度油にどう対応するかという問題でございます。第三番目は国際協力でございます。いろいろな情報あるいは機材の相互の融通等、これを閉鎖海域であるこの辺では実施しなければならぬ。この三点でございます。

これに従いまして、運輸省といたしましては、取り締まりの強化を行うために外国船舶の監督官五十八名を日本の各地に派遣しております。

さらに、油防除資機材の開発として、大型油回収装置、荒天下でも働く装置を三基配備するとともに、高粘度油に対応する油回収装置を各海上保安庁管区に置いております。さらに、大型油回収船を二隻、一隻は本年十月に竣工する予定でございます。北九州に置く予定でございます。もう一隻は新潟に平成十四年に配備する予定でございます。

さらに、国連環境計画、UNEPが提唱いたします地域海行動計画の一つであります北西太平洋地域海行動計画、日本、中国、韓国、ロシアが関係国になりますこの計画、これを本年中に実現すべく関係国で話し合っております。恐らく本年秋にこれについて成果を得ると考えております。その場合、その本部を日本の富山に誘致することを考えております。

以上でございます。

○加藤修一君 きょうは十五分しか時間がございませんので、できればもう少し手短にお願いしたいと思っております。

それで、こういう問題については事前の対策あるいは事後の対策、大きく言えば両方あると思うんですが、きょうは事後の対策について教えてほしいということも含めて質問したいわけなんです。

油流出事故防除に際していろいろなマップ、例えば環境脆弱性指標、そういうものを聞いたマップがつくられているわけですが、各省庁でそれなりに取り組んでいるというふうに関心しております。例えば運輸省、水産庁、環境庁、海

上保安庁、それぞれ手短に、手短にお願いいたします。

○政府参考人(長光正純君) それでは、手短にということでございます。

私も海上保安庁で取り組んでおりますESIの関連でございますけれども、油流出事故発生時に必要となります油防除資機材の配備状況でありますとか防災情報、社会情報、自然情報、こういったものをデータベース化する沿岸海域環境保全情報整備、これを平成九年度から開始しております。これらの情報とさらには事故発生時の油の拡散あるいは漂流予測結果を合わせて電子画面上に表示できるシステム、これを平成十一年度から既に運用を開始しているところでござい

ます。このシステムは、特に油防除対策に対し重点を置いたものとなっております。

なお、運輸省所管の社団法人であります日本海難防止協会では、沿岸海域環境保全リスクマップ、これを平成五年度以降順次地域別に整備してきていますところでございます。

○政府参考人(小林芳雄君) 水産庁におきまして情報マップの整備を進めております。平成九年から開始いたしました、各海域ごとに、平成十三年にはすべての海域についてマップを作成したいという予定でございますが、水産海域につきましては漁業への影響を最小限にするという観点でございますので、例えば藻場、干潟あるいは産卵場、繁殖保護水面、その海域の漁業の状況といったことにつきまして今整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○政府参考人(遠藤保雄君) 環境庁におきましても、関連情報を都道府県を通じて収集いたしまして、脆弱沿岸海域図を策定いたしております。そして、これを関係省庁、都道府県に記録媒体として配付しております。

その中でございしますが、地域別の地図上に示されました沿岸の自然環境を中心に情報を整理しまして、パーソナルコンピュータで簡便

に検索表示できるように対応しております。

○加藤修一君 海上保安庁に聞きたいんですが、縦割りややっているような部分があると私は理解しているわけですが、インシアチブをとっているのは海上保安庁と聞いておりますけれども、データの統合可能性、きょう配付しております資料で、水産庁にもらった資料が一枚目なんですが、データの統合可能性と相互運用性の関係、それからそれに対応する形で効果的な油防除対策、そういったものがどういうふうに対応しているのか、その辺についてお願いいたします。

○政府参考人(長光正純君) データベースの関係でございますけれども、先生御指摘のとおりでありまして、これはこういった情報をい合わせる共有化してまいることが非常に重要なポイントになるわけでございます。私も海上保安庁では、先ほど御説明申し上げました沿岸海域環境保全情報の整備、これに当たりましては、学識経験者の方々あるいは関係省庁等から成ります沿岸海域環境保全情報整備推進委員会というものを開催いたしまして、情報を共有化するために関係省庁と連携をとりつつ進めてまいっているところでございます。

この点につきましては、今後とも関係省庁の協力を得てデータベースの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、こういったデータベースをもとにしてのいわゆる効果的な油防除マニュアル等々をどういうふうに進めたいのか、こういう御質問かと思っております。海上保安庁では、全国十六海域で作成しております排出油防除計画におきましては、こういった初動措置の対応といたしまして沿岸海域環境保全情報を参考に適切な排出油防除方針を策定するよう記載いたしますが整理をしておるところでございます。今申し上げました平成十一年度から運用を開始しております沿岸海域情報管理システム、こういったものを活用しまして、事故が発生いたしました場合にはこう

いった情報に加え、防除活動の基本となる油の漂流状態あるいは風潮流等の自然条件等を総合的に判断して、洋上で回収することを前提に関係機関と調整しつつ具体的な防除方針を立てて実施してまいることとしておられるところであります。

○加藤修一君 答弁の中に共有化するという話がございますけれども、私は、きょう配付した資料の一枚目の図を見てもデータの統合をやったって意味がない話になっていくと思うんです。といいますのは、海岸のタイプ分け、これを環境庁は五種類に分けておられるんです。それから、水産庁は海岸のタイプ分けがこれも五種類、でも中身は全く違いますよ、同じ五種類でも。それから、運輸省の外郭団体である海難防止協会がやった海岸のタイプ分けは八種類ですか、こういう防除対策を統一的、標準的にやらなければいけないデータにもかわらず、こんなふうによつて果たして効果的にやれるかどうか私は非常に疑問だと思つてます。

先ほど長官からも税金の話、赤字国債の話あるいは費用対効果の話が出てまいりましたけれども、そういう観点から考えていって、これは十全にうまくデータを使つた上で、さらにそれに対して油防除対策ができるかどうかと私は理解できないんですが、もう少し説明いただけますか。

○政府参考人(長光正純君) データベースの関係でございますけれども、先ほどお答えさせていただきました。沿岸環境情報管理システム、私も運用を開始しておりますが、この中には、先ほど他省庁の方からも御説明ございましたけれども、干潟でございますとかサンゴ礁、養殖漁場、定置網、あるいは海水浴場でありまして、ウミガメ産卵地、こういった自然環境情報も含まれておるという状況になっております。

こういったデータをさらに今後も関係省庁等と連携しつつ充実していく必要があるかと思つておりますが、こういった情報をベースに、事故が

発生いたしました場合にはその他の状況等を総合的に勘案して防除方針を立てることとしておられるところでございます。

○加藤修一君 要するに、マップ作成の統一なコンセプトが明確になっていないということですよ。一つは、環境脆弱性の定義を統一すべきだと思つてます。それから、海岸線のタイプ分けも統一しなければいけない。あるいは、データの重複が多過ぎますから、その辺についてどういふふうな効果的に作業をやるかということも当然あると思つてます。それから、ベースになっていく地図の縮尺、これだつて統一をしなければいけないと私は思つてます。あるいは回収作業と脆弱性マップがどういふ形で一対一に対応するか、そういった面について非常にわかりづらい。ほとんど対応していないんじゃないかと言われてもしょうがない中身になっていきます。

きょうの資料五枚のうちの二枚目に、これはサウスカロライナの油流出に対する沿岸環境及び野生生物に関する脆弱性の関係で、ESIですか、かなり詳しくやつていられる話なんです。そして最後の五ページ目でございますけれども、沿岸線の状況のランキンク、これは最終的に十二か十数個になつていくわけですが、例えば岩場やその他コンクリート、木材、金属などでできた構造物、そういった場所については予測される油の挙動というのが当然ありまして、それに対応した形で防除作業、回収作業上の考慮事項というのがあつて防除作業として洗浄は必要とされないとか満潮時に潮のかわるところは人間が接近可能と云々と、そういう形で具体的に書いてあるわけなんです。

ですから、私はこういう形で今後進めていくべきだと考えておりますけれども、この辺について手短かに、積極的な検討を行うか行わないかという点について。

○政府参考人(長光正純君) 資料として拝見させていただきますけれども、先ほど申し上げ

ました環境保全情報整備推進事業、この成果を今後の防除方針策定に際しては十分に反映させていく方向で、さらに各省庁に御協力いただきながら勉強してまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 それでは最後に、サハリン2の油流出事故対策計画、これの日本語訳をまず出してほしいということですよ。

それから、サハリン2対策の関係省庁申し合わせの作業をまず急ぐということ。対応体制の整備で油防除マニュアル、これは消防庁であります。それから、北海道沿岸海域排出油防除計画の改定それから防除マニュアルの作成を行うべきだと、これはともに海上保安庁であります。それから、ESIとGIS、これの作成プロジェクトチームを私はつくるべきだと思つてます、その中で当然対応体制を考えなければいけないわけですから、それから、地域住民、NGOとの連携を明確にすること。

それから、三番目としては、プーチンがロシア大統領になると思つておられますけれども、日ロ首脳会議で合意文書を交わすべきである。それから、OPRC条約へロシアを加盟させる、あるいは二国間協定をつくるべきだと。

ほかにもまだございますけれども、最後にはTAPシステムの構築を目指すべきであると。つまり、軌道分析ということなんですけれども、GIS化した沿岸環境脆弱性地図とか漂流シミュレーション、あるいは防除努力・費用シミュレーション、そういったものに対応して考えていくことが当然必要ではないかと思つておるんです、どうかこの辺についてよろしく願ひいたします。

以上です。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。二月二十三日、阪神・淡路大震災復興本部が五年間の法規定によって解散されました。政府は、今後、関係省庁の連絡会議において復興対策を行うこととなつてまいりました。

ほとんどの震災特例措置が五年という期限切れを迎え、被災者は今、不況と震災の二重苦に悲痛な声、大震災はまだ終わらず、いまだ生活再建ならずという叫びが被災地の現実なんです。

ことし一月、神戸新聞の紙上において五年の特集の討論がありました。兵庫県知事、神戸市長らの対談でございまして、そのとき神戸新聞社の社長はこう述べています。「ハード面の素早い復旧に比べ、被災者の生活再建は本当に遅れている。阪神大震災が日本の矛盾や欠陥を象徴的に露呈させた」と指摘をしております。被災地の実態を私は的確に述べていると思ひました。全くそのとおりだと思つてます。

県が行つた国際総合検証においても被災者の生活再建のおくれが指摘され、その是正も提言されておりますが、大臣、五年たつて、六年目を迎えているわけですから、まず今日の現状認識についてお尋ねします。

○国務大臣(中山正曜君) 五年の歳月が過ぎたわけ、一九九五年、平成七年一月十七日午前五時四十六分に起こりまして、六千四百三十二名のとつと犠牲が出たわけでございます。四万八千世帯ばかりの仮設住宅をつくりましたけれども、これもことしの一月十四日に最後の方がお立ち退きいただきました。

先ほど申しましたように、五兆二百億の国費を投入して、この間、いわゆる略奪とか暴動的なことも起こらずに、NGOの方々が大部分お入りいただいて、私は日本という優しい国を世界に証明したという思いでございますが、その陰でまだなかなか再起できない方々もいらっしゃる。物にはすべて陰がありますから、その陰の部分にどう光を当てるとかというのが私はこれからの重要な問題であらうと思ひます。

今お話がありましたように、二月二十三日で法律の期限が切れましたので一応復興対策本部というの看板をおろしましたが、その後、各役所の局長、審議官クラスで協議会をつくりまして、ま

た、実務者の課長の組織、幹事会をつくりまして、一応その後の今先生の御心配の面での細かい部分に入っているような対応をいたしたいという気持ちで対応いたしております。

阪神・淡路地域におきまして、これまで政府、地元地方公共団体、それから地元住民等の一体となった努力で復興は着実に進展しておると思っております。多くの方々が生活再建しつつあります。その一方で高齢かつ低所得の被災者の生活再建が、おそれられていることは重々承知しております。時々、マスコミあたりでもテレビでも、焦点をそこに絞っている現状を見させていただくものを私どももよく見えておるわけでございます。が、こういう方々に対しまして、これまで被災者自立支援金の支給とか、それから心のケア対策等の被災者支援策、それからまた安定した雇用の確保と。私も何度か現地を視察させていただきました。靴の工場とかその他見てまいりました。

今後とも、地方公共団体のこうした取り組みに對しまして、私どもも必要な支援を政府としても行っていくべきだ、対応に万全を期したいと思っております。

○大沢辰美君 私は、その一方の生活再建の実態が非常に厳しいことを述べたいと思っております。

私たちが日本共産党として五年目の検証を行いました。特に、神戸市会議員団の皆さんが調査した災害復興公営住宅の調査の中で、千七百四十四の回答がありまして、そこには本当に苦痛がびっしりと訴えられているんですが、その言葉の中に、余りの多さに全部紹介できませんけれども、あすからどうしようかと死にたくなる、そして、娘二人を亡くし、私は今死ぬことばかり考えています。が、それでもできません、早く死んで楽になりたいなど、私は五年を経て今なおこのような声が寄せられていて、胸が詰まります。震災のひとりの検証の大切さを改めて痛切に感じています。今、行政が、国がなすべきは、生活を再建し、真の人間復興の対策ではないかと私は思います。その質問の第一点ですけれども、この実態から、

被災者の三万一千六百四十二世帯が入居しています復興公営住宅、この入居してから五年以後の家賃補助の延長について質問したいと思っております。

衆議院での藤木洋子議員の質問に對して大臣は、被災者の実態に胸が痛むと発言されております。私もそう思います。また、実態を参考にさせていただいてこれから検討したいという答弁もされております。

家賃補助の制度がなぜできたのかということ、当時の総理が、低収入の方が大変だから、これが実施されてとつても役に立ちました、そして、この制度がなければ生きられなかったとも言っています。

来年この補助が打ち切られますと、所得の一番低い被災者の方は家賃が倍になってしまふんです。神戸に次いで一番大きかった西宮の実態を今皆さんのところに御配りさせていただいたんですけれども、一資料なんです、この実態を見ますと、今、政府が補助をしていた六千六百円が入居しています。これが打ち切られたら市が一般減免しようとして、一万一千円になります。

こういう事態で倍になるんです。これでは本が大変だ。実際の家賃が減免が市もなくなつたら二万二千三百円になる。これは政令月収二万円です。一カ月、こういう水準の方がこういう状況になる。今でも私は食事を節約していますと言われている。これでどうして生きていくのかと訴えられています。被災地の全体から見てもこういう低所得者の方は七割いらつしやるんです。

現在、この制度が被災地にとって必要不可欠の制度であると私は考えますが、それを認めになりますか。

○政府参考人(那珂正君) 御指摘の家賃低減対策特別補助の制度でございますが、これにつきましては、被災者の方々の早期の生活再建を促進するために、また被災直後におきます各地方公共団体の財政事情等を勘案いたしまして、国地ごとに管理開始後五年間の期限の特別措置として補助を

行っているものでございます。

それぞれ五年後、具体的には一番早いもので三年六月でございますが、十三年六月以降というふうにするかというのは、事業主体が家賃をそれぞれ条例で決定し、あるいは減免措置についても決めていくわけでございますので、生活再建の状況とか他の公営住宅入居者とのバランス等、あるいはそれぞれの財政状況等をまずそれぞれの事業主体において判断すべきものと理解しております。

○大沢辰美君 今、被災地の十市十町の中で、一市六町は自治体の独自の減免措置がないんです。ですから、二番目の資料を見ていただいたらわかりますが、これは淡路の町の一つですけれども、五千五百円の家賃、今の国の補助で家賃が安くなっています。だけれども、これがなくなつたら、町の制度がないために一万六千九百円という、三倍にもなるわけです。

だから、今答弁されましたように、国の補助が継続しない場合は自治体によつてはこのような減免措置を継続することが困難な場合が生じると言われているわけですから、この自治体の大変さ。だけれども、そうなる被災者の生活は本当に大変だということ。五年たつたからといって私は打ち切ることではないと思ひますが、大臣の答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(中山正晴君) 特別家賃低減対策の補助の期限の延長についてのことでございますが、この制度は、被災直後における地元地方公共団体の財政事情等を勘案をいたしまして、特別措置として平成八年二月に総理の指示でこれを実施したわけでございます。

関係省庁が協議いたしました結果、そのときにそれを導入するというので、五年を経過してしまいましたが、期限延長の扱いにつきましては、被災者の方々の生活再建の状況、先生が今お示しになりましたように、いろいろ地方で対応のできない点もございまして、他の公営住宅の入居者とのバランスとか地元地方公共団体の財政事情等

も総合的に勘案しまして判断をすることにいたしております。

いずれにいたしましても平成十三年度の予算、いわゆる単年度制度のこれが悲しいところでございますが、今こうしますということを、気持ちにはわかっていただきたいと思ひますが、来年度の予算で対応したいということでございますので、先生の意のあるところはしっかりと受けとめておきたいと思っております。

○大沢辰美君 本日に一日も早い決断を下していただきたいと思います。

現状は、何度も繰り返してまいりませんが、高齢者が五五％住んでいらっしゃるわけですから、これ以上の収入のふえる見通しがないという状況でございますので、この点を強く申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、災害援護資金についてでございますけれども、この災害援護資金については、今五万七千人の方が最高三百万円、利子三％で借りています。この制度は五年据え置きで、あと五年間で払い切れる十年間の制度です。早い方はこの八月から支払いが始まる方もあります。借り入れをされた業者の方は、五年たつたら商売も立ち上ると思ひ、だけれども、借金を抱え、生活するだけで精いっぱい、資金の返済が困難という実態になっております。

大臣の衆議院での御答弁で、お気の毒だと思ひが、法律で決められているからだ、あとは所管事務の市町村の判断で支払い猶予など、自治体の裁量でやっていたかという答弁をされております。でもこれは、貸付原資は千三百億円あるわけですが、三分の二を国が出しているから十年間で自治体から全部返してもらえばそれでいいんだ、それでは余りにひどいと思ひます。その実態を私はつかんでいただきたい。

私は北淡町へ行ってきたんですけれども、ここでは全戸の方が三百五十万円借りて、マッサージをしていたら返せらるうと思ひたけれども、復興住宅が遠いところに行つたためにお客さんが

減つてしまつて、収入が減つて返せない、どうしようかという、本当に実態は百人百様の状態です。ですから、私は、厚生省の管轄になりますけれども、この支払いがどうすれば可能になるのか知恵を出していただいて、対策を練っていただきたい。

その一例の私は提案をしたいと思ひますけれども、衆議院の答弁で自治体の裁量に任せるという言葉がございましたが、この裁量について、やはり自治体が被災者の百人百様の実態からさまざまなことを考えようと思ひます。

その中で、兵庫県には復興基金という制度がございます。この復興基金の制度は、今、ことし、来年に向けて五十七事業をやっているんですが、利子補給の事業も二十項目あるんです。ですから、例えば国として、兵庫県や各自治体が復興基金でこの災害援護資金の大変な実態の中で利子補給等を考えたならば、この事業として検討したならば、国としてはその自治体の裁量として認めますか、その点を。

○政府参考人(生田長人君) お答え申し上げます。先生御指摘の阪神・淡路大震災復興基金でございますが、これは各般の行政施策を補完するという形で、できるだけ被災地の復旧・復興対策を機動的、弾力的に進めるために兵庫県、神戸市が設置したものでございまして、国が地方財政措置を講じているところでございます。

例えば、御指摘の災害援護資金の返済に係る個人に対する利子補給等の措置を講ずることはどうか、こういう御指摘だというふうに思ひますけれども、国を代表して見解を述べる立場にはございせんけれども、国土庁といたしましては、基金の行う具体的な施策につきましては基金を設置しました兵庫県、神戸市、こういうところにおきまして基金の設置趣旨を十分踏まえていただいて、地元の実情に応じて検討されていくものというぐあいに承知しております。

てこの有効な使い方はやれるということの認識でいいんですね。
○政府参考人(生田長人君) 再び申し上げますが、基金の設置趣旨というのが大変大事でございまして、その趣旨を踏まえて、地元の実情に応じて検討されていくものというふうに考えております。
○大沢辰美君 そしたら、自治体の裁量において検討をしていくことは可能であるという、そういう考え方を私は受けとめたいと思ひます。
時間の関係でもう一点お聞きしたいと思ひますが、被災者生活再建支援法についてお聞きをいたします。
これは御存じのように、今も質問がありましたけれども、阪神・淡路大震災が全半壊四十五万七千九百五十五世帯、そういう瞬時にして住宅を奪われて、住宅再建に公的支援をという呼びが国会を動かし、九八年五月にこの支援法が成立しました。しかし、この支援法は、法の重点が住宅再建よりも当面の生活支援に置かれました。ですから、支給額は少なく、適用条件も厳しく、被災家庭が抱える二重ローンなどの悲劇を解消することはできませんでした。ですから、支援法成立後の全国各地での災害に適用したこの支援金制度は、先ほどもありましたけれども、この合計全半壊三千七百二十五世帯中二百五十七世帯しか、七%余りしか適用しなかったという実態です。ですから、一世帯当たり平均七十四万七千円であったようだけれども、住宅を失った方への支援としてこの制度は不十分であるということはこの数字でも明らかだと思ひます。
この間の国土庁長官の見解は、国が申意を示すもの、そして見舞金程度のもの、こういう認識を示してまいりました。また、前長官は、五年の見直しを待たずに前倒し改正することも言及してまいりました。私は中山長官の支援法の認識をお聞きしたいんですけれども、時間の関係上、もう一点述べさせていただきます。最後にまとめてお願いしたいと思ひます。

阪神・淡路大震災の被災者の場合は、支援法の附帯決議によつて支給されました。被災世帯数、今も申し上げましたが、四十五万世帯中十三万八千世帯の支給、わずか三〇・七%の支給にすぎませんでした。

私は本当に皆さんに現場を見ていただきたいんですが、とりあえず写真を見ていただきたいと思ひて持つてまいりました。(資料を示す) 寅さんの映画で有名な菅原市場というのがこの仮設なんです。この市場は昨年の十二月三十一日をもって閉鎖せざるを得ませんでした。住民が帰つてこれなかつたからです。そして、須磨区や都市計画をしているところはまだ六割の仮換地ができていませんから、本当に住宅が建てられないという更地のままでございます。

こういう実態を私は見ましたら、住宅再建支援の声は一層大きく広がっています。そして、二重ローンを抱えている方は、再建マンションの方で平均二千九百四十万円です。一戸建ての方は三千二百二十万円抱えています。そういう人たちに一人一人が自分の町に戻つてこられるような施策が必要だと思ひます。

この一月、自然災害被災者支援促進協議会が住宅再建支援制度を発表しました。その代表の一人の竹本会長は、生活基盤を失ったとき、立ち上がる勇気を与えることが国の国民への義務として政治は受けとめてほしい、住宅再建に全壊六百万、半壊二百万円を支給することを提案されました。全くそのとおりだと思ひます。

日本共産党も提案いたしましたけれども、このことは省略させていただきます。今、政府が行つている検討委員会の結論の方向づけ、住まいは個人の財産であるが生活基盤なのだという立場で、大臣はその住宅再建の対策をどう講じるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(中山正曜君) 基本的には、本当に人の苦しみ、悲しみを理解するというのが私は政治の基本であるべきだと思ひております。

継続しておりますのは、先生の御指摘のようないわゆるミクロの問題に、国というのはどうしてもマクロから物を見て、そしてミクロの世界は府県、それから自治体という三層構造になっておりますので、今のお話、私も現場を見て、その市場も私も見てまいりましたのでお気持ちはよくわかるわけでございますが、被災者生活再建支援法というのは、全国知事会等の関係者の要望も踏まえまして、六党の共同提案によりまして、平成十年の五月に成立しておりますが、平成十一年四月から制度の運用を開始いたしまして、きのうまで二百五十七世帯、先ほども御答弁いたしましたが一億九千万円の支援金が支給されております。

ただいま御指摘がありました金額とか所得条件等から制度として不十分であるという御指摘がありましたけれども、制度の趣旨とか財源の確保の問題もございまして、現行制度を円滑かつ適切に運用して実績を積み重ねることが重要だと思ひておりますが、国土庁といたしまして、これと並行して、本制度の問題点を一つ一つ検討いたしまして、必要な調査に今着手しているところでございます。

そんなことで、衆議院の災害対策特別委員会において、「この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と、こういう旨の附帯決議もあつておるわけでございます。

それからまた、住宅の問題でございまして、住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建の支援のあり方についても、被災者生活再建支援法の附則において、「総合的な見地から検討を行うもの」とされているところでございまして、本検討委員会において、雲仙・普賢岳災害とか、北海道の南西、奥尻島の地震とか、それから阪神・淡路大震災の教訓も踏まえまして、将来の自然災害により住宅を失つた被災者に対する住宅再建支援のあり方について総合的な見地から検討を行つていきたい。そういう意味で、万全を、できるだけ最良の方

式をとりたい、かように思っております。
○煙野君枝君 日本共産党の煙野君枝でございます。

米原子力船の放射能事故への災害対策について質問をいたします。

中山国土庁長官は所信で、昨年の茨城県東海村の臨界事故を契機に、原子力災害対策特別措置法が成立したことに伴って、国土庁として、防災基本計画原子力災害対策編の全面的な見直し等を行うと表明されました。その点に立って伺いたいんですが、長官も御存じのように東京都、大阪府に次ぐ人口を抱えているのが神奈川県でございます。八十四万四千四百人住んでおります。その神奈川県横須賀市は人口が四十二万人でございますけれども、その横須賀港に米原子力船が入港しております。一九九〇年からの十年間で年平均延べ二百五十日も及んでいるわけでございます。首都圏の玄関口の横須賀に原子力船があるような状況とも言えると思っております。

それで、海外でもこうした事故があるというふうにも言われておりますけれども、事故が、災害が起きてしまったら、原因は何であれ防ぎがたい。米原子力船といえども、日本で事故が発生した場合に災害対策については日本の法律に基づいて対応せざるを得ないわけでございます。神奈川県横須賀市、それから長崎県佐世保市、沖縄県と、この三県に米国の原子力船が寄港しているわけですが、地元の自治体からはぜひ災害対策基本法に基づいて地域防災計画ができるようにしてほしい、こういう要望が強く出されております。今回の特別措置法では原因者の問題で船舶が除かれておりますけれども、ぜひ地元の要望にこたえていただきたい、何らかの措置をとっていただきたいと思います。

政府も、この間、原子力推進艦船に係る事故対応について関係省庁とも協議すると前向きな自治体への回答をされておりますので、ぜひ国土庁として住民の生命と財産を守るために米原子力船への災害の対応と体制について防災基本計画

に位置づけていただきたいと思います。中山大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中山正曜君) 今お話を伺いながら、私も昭和三十八年に大阪府議会に当選をしたのでございまして、その一週間後に大阪湾に対する米原子力潜水艦の寄港阻止決議案というのが出たことがありました。それからまた、私、NLP、ナイト・ランディング・プラクティスという厚木を使つてのNLPを三宅島に移そうと思つて、三宅島に飛行場をつくることをやったことがあります。そのとき、レンジャーとそれからカール・ビンソンに招待をされまして、原子力空母というものがどんなふうにあるのかという話の聞きまじり。しかし、やっぱり人間のやつたこととございまして、いつ何が起るかわからないという気持ちでございます。

エンタープライズが阪神・淡路大震災のときに神戸に接岸をして電力の支援をしたと言つたときも、これはどうもうわさではお断りをしたという話を聞いております。そういう原子力の平和利用というものと安全保障の問題、いろいろ問題があると思つて、その対応に万全を期さなければいけない。

防災基本計画原子力災害対策編については、昨年の原子力災害対策特別措置法の制定に伴ひましてその修正を行う必要があり、今検討を鋭意いたしておるということでございます。

米国の原子力潜水艦そのものに對して、これは米国の領土、艦船というのは米国の領土でございまして、そういうことにはかみまします、通常の原子力等の災害と異なりまして、事故対策そのものを防災計画の中に規定することは、これは人の領土ということになりますので困難であると思つて、我が国の領土内に影響が及ぶ場合に備えて、住民の避難、それからまた防災対策についての地域防災計画の中で対応することが大事だと思つて、安全保障というものの根底はその条約を結んでおります双方の国民の納得というものが一番大切

な根拠だと思つて、国土庁といたしましても、防災基本計画の修正に当たりまして、関係省庁と連携を図りながら、関係地方公共団体、今お話がございましたように佐世保、横須賀、それから沖縄という三地域に限られるものだと思いますが、関係地方公共団体が原子力船に對する事故災害が発生した場合を想定して地域防災計画を策定し得る根拠等を規定することについて検討してまいらうということでございます。

○煙野君枝君 ぜひよろしく願ひいたします。ありがとうございます。

○榎原敬義君 活断層についての質問になると思つて、阪神・淡路大震災、野島断層のずれによりましてあつた大きな地震が発生したわけでありまして、その後の反省の上に立ちまして地震調査研究推進本部というのを設定されまして、鋭意その活断層に対する調査、対策について充実強化を図つておられることにつきましては敬意を表します。

今、日本の国土に約二千の活断層があつて、うち要注意の活断層が九十八あるというのを聞いておりますが、この調査並びに評価の状況はどのようなことになっておるか、最初に伺ひたいです。○政府参考人(池田要君) 御説明申し上げます。先生御指摘のとおり、阪神・淡路大震災を契機にいたしました地震防災対策特別措置法をつくつていただきました。この法律に基づきまして総理府に地震調査研究推進本部が置かれてございまして、本部長は科学技術庁長官でございます。この地震調査研究推進本部の方針のもとに、地震調査研究の柱として、活断層調査も含めて関係機関連携のもとに取り組んでおるところでございます。

今、先生から全国の活断層についての御指摘ございました。もともこの活断層の調査は内陸地震の発生を評価するということを目的にいたしまして、過去の活動の履歴、位置でございますとか、最近の活動の時期、すれ、こういったものを調べ

ることを目的にしております。全国に大きいものから小さいものまで約二千あるというのは御指摘のとおりでございます。

そのうち主要な四百から五百ぐらいの活断層をまとめまして、九十八の断層帯ということで調査対象としてこの調査研究推進本部が発足当初から取り組んでございます。科学技術庁では地方自治体、県あるいは政令指定都市でございますけれども、地方自治体に交付金を交付いたしまして、これら活断層の調査を推進しております。このほか工業技術院地質調査所等とも連携いたしまして調査も行つてございます。そして、調査データが整つたものにつきましては、この地震調査研究推進本部の地震調査委員会、専門家を動員しました委員会、毎月のように開かれておる委員会でございますけれども、この委員会が評価を行つてございます。

これまでに、重立つたものから申し上げますと、糸魚川―静岡構造線断層帯でございますとか、神縄―国府津―松田断層帯、それから富士川河口断層帯に係ります五つの断層帯がございまして、今後数年のうちにマグニチュード八程度の規模の地震が発生する可能性が高いといったような評価結果をいただき、これを公表してきておるところでございます。

○榎原敬義君 おおむねそのときの調査というのは、三年ぐらゐというめどを持ちながら調査を始めたのではないかと伺つておるんですが、この点の点はいかがですか。

それから、交付金については、地方自治体、県の調査については地元の負担がないのですね、その点はいかがですか。
○政府参考人(池田要君) 御指摘のとおり、これは地元の県ないし政令指定都市に交付金を使つていただくわけでございますけれども、地域によつては三年ほどかかっているとところがございます。これは物理的な調査でございますとかボーリングをする、あるいは断層によりましてはトレン

の事情といえますか、例えば山がちであつたりとか過疎であつたりとかという様な地域のあるいは経済的な事情を必ずしも反映した装備になつておらぬというような気がいたします。

そこで、そういう対応について国がどう対処されるか、そのことの視点を踏まえてきようは議論させていたきたいというふうに思ふんです。

災害対策基本法については、その第三条から第五条において、都道府県及び市町村の責務が規定されております。国民の生命、身体、財産を災害から守るという規定でございますが、これをどう理解していいのかわかりませんが、一義的責任というものは国にある、もしくは市町村にある、都道府県にある、どう考えていいのかわかりませんが、並列的に並んでおりますから、この辺を含めて、まず大臣にお伺いしたいと思ふんです。

○國務大臣(中山正暉君) 御指摘の点でございますが、国、都道府県それからまた市町村それぞれに役割があると思つて、それに応じて災害から国民または住民の生命、身体、財産を守る責務をそれぞれが有しているという感覚でおります。

災害対策の基本を定める災害対策基本法及び本旨を定める地方自治法においてもそれぞれの責務が明記されております。地方自治法でも、「普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。」いろいろなございまして、「市町村は、基礎的な地方公共団体として、第六項において都道府県が処理するものとされてゐるものを除き、一般的に、前項に例示されてゐるような第二項の事務を処理する」、いろいろ細かいことが書いてございまして、基本的には住民に最も身近な地方公共団体、消防組織とかの整備とか自主防災活動の促進とか災害発生時の応急対策などにより、第一義的な防災活動はやつぱり市町村ということではないか。

なお、このことは災害対策における国の役割を否定するものではございません。例えば、地方公

共団体が対処できないような広域にわたる大規模な災害が発生した場合に国は災害対策本部等を設置して応急対策の総合調整を行う。特に自然災害は国土庁でございまして、事故災害、いわゆる先ほどからありました石油の問題などというのは通産省、しかしそれが起こった後の各省の調整は国土庁がやる、そんな形になつておりますが、そういう形で政府組織の機能をすべて挙げて対処いたします。

防災行政の責任者として、私は、関係省庁の協力を得ながら、国民のために災害対策をそういう意味で掌握する国土庁としての責任は、第一義的な地方自治体、それを受けての都道府県、それから国との関係というのは緊密に連携をとるべきものである、時間的に差があつてはいけないと思つております。

○鶴保廉介君 よくわかりました。ちよつと具体的な話を先に進めさせていただきながら、また大臣に時間があればお伺いをしたいんですが、次に消防庁長官にお伺いをしたいと思ひます。

先ほどの大臣のお話にございました、市町村が一義的に災害に対する責任を負う、それに対して国が責任を負わないという意味ではないという留保がついておりましたけれども、先ほども言いましたとおり、それぞれの市町村の現場で災害が起きたときに最も頼りになるのは消防ではなからうかというふうに思ひます。

そこで、消防のありようを見ますと、やはり地域の格差がある。その装備等をいろいろ考えてみますと、例えば消防ポンプ車なんか、あるいはヘリコプターというようなことも含めてですけれども、基本的な消防用設備とか防災にかかわるありとあらゆる設備を見ておきますと、やはり地域の格差というのはすごくあると思ふ。それから、その地域の特長性を反映したものでなければいけないような気がする。山がちなどころであれば、道路が寸断されてしまえば、四輪の車を幾ら持つていってもしょうがないわけでありまして、この辺

について消防の方ではどのような取り組みをされておられるか、お伺いしておきたいと思ひます。○政府参考人(鈴木正明君) お答えいたします。消防機関における各種消防施設設備などの整備についてはございまして、消防庁におきましては、市町村が消防活動を行う場合において必要な消防施設とか人員というものを整備する場合の指針というものを消防力の基準という形で告示でお示しいたしております。

それで、これは昭和三十六年に制定されておりました、市町村における消防ポンプ自動車、初めとする消防施設の整備の推進に大きく役立ってきたと考えておりますが、平成八年四月一日現在で申し上げますと、主な消防施設の充足状況でございますが、全国的に見ますと、消防ポンプ自動車ですと約九〇%、救急自動車だとおむね充足されておる、こういう状況でございます。

先生御指摘のように、例えばそれぞれの各県ごとで見ますと、充足状況はかなり地域によつて違つております。そこで、消防力の基準におきましても、地域における人口あるいは地勢、それから建物構造などの状況に応じて消防施設の整備を進めるといふふうに規定をしております。

私どもの方としては、定期的に市町村における消防施設とか人員の整備状況というものを調査しております。そういうことを踏まえまして、今後ともそういった調査の結果等に基づきまして計画的な整備が進められるように市町村の指導、助言に努めてまいると、こういう考え方でございいたします。

○鶴保廉介君 手短かにちよつと聞きたいんですけども、例えばヘリコプター一機あるいは最新の消防車というんですか消防ポンプ車、これは一台幾らいたしますか。大体で結構です。

○政府参考人(鈴木正明君) お答えいたします。ヘリコプターは六、七億ぐらいでございます。小型、中型いろいろありますが、そういうことでございまして。それから、消防ポンプ自動車は、これもいろいろ整備の条件はありますが、二千万ぐ

らいでございます。○鶴保廉介君 防災という観点からは、地域に格差があつてはならぬものだろうと思ひます。国民の生命、身体、財産と、最も基本的なものを守る、政治の本当に根源であろうと、所信表明で大臣もおっしゃられたとおり。

それで、やはり六、七億もかかるヘリコプターを市町村で持つてと言つてもこれは無理な話でありまして、また都道府県で持つてということになつてもこれはなかなかしんどいんではなからうか。そこで国の役割というものが出てくるんではなからうかというふうに思ふんです。

もう時間がございますから、国における予算措置等において地理的条件やこういった財政力の地域間格差をみたすもの、状況にどのよう配慮をされておられるか聞いた上で、最後の質問をさせていただきますと思ふんです。

○政府参考人(鈴木正明君) お答えいたします。消防施設などに対する補助金の補助率につきましては、一般的には三分の一以内というのが原則でございますが、お話しのような過疎地域とか振興山村とか離島などに限しましては、特にそれぞの特別法などの規定によりまして補助率のかさ上げをしております。消防ポンプ自動車とか防火水槽などの整備については十分の五・五の補助率とする、こういったことで整備の促進を図つているところでございます。

また、起債と交付税を組み合わせた形でそれぞれの市町村が災害に強い町づくり事業ができるような措置も講じておまして、こういうことで現実的に市町村の負担の手当をしながら整備を進めていっていると、そういうことで今後とも努力をしております。○鶴保廉介君 よくわかりました。国として格差に配慮して行政をされておられるということはわかりました。

ただ、考えておきますと、第一義的に市町村が災害の責任を負うという今の御答弁の中で、それを盾にとつたら言葉はちよつと言ひ過ぎかしら

れませんが、そのことが一義的にあるからこそ市町村にその整備あるいは整備といったものを任せるといふのは、もうこれは時代おくれになつてきているのではないかと気がします。

といひますのも、先ほどちよつと通告外のこと

で聞かせていただいたのは、ポンプ車二千万、まあヘリコプターを市町村で持てと言ひませんけれども、これが六、七億円。これを市町村で整備しろと、幾ら補助を出すということにしても、平均的な基準、最新の設備があつて、全国的に最新のものを時代の流れとともに入れていかなければいけないと思ひますし、そういう意味においては、大臣、こういう市町村という単位に一義的に任せておつてよいものか、また、それを今後どう所信の中で生かしていけるおつもりか、所感というか、その辺のところを最後にお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中山正曜君) 私、阪神・淡路大震災のときにすぐに大阪市の消防局へ飛んでいきましたら、東京は消防庁があるからボタンをぼんと押すと関東一円にばつと伝達ができるけれども、大阪の場合は自治体に全部一件一件電話をかけた、こう言うんです。抜けていて後でえらいしかれたところがあつたという話をしていました。それから、私も、大阪市の今の消防用のヘリコプターを買つたときに、大阪市の市役所の上にはヘリポートがあるんですが、何とそこへおられな

い、おける許可がおりないという、臨時訓練用の着陸なんというばかなことでやつたことがありました。どうも地方自治体とそういう意味での連絡プレーというのはいまういていないなという感じがいたしました。

ですから、阪神・淡路大震災のときにも、大阪から支援に行くのに一件一件電話をかけるようなことをせずに、一体的にどう対応するかというの、私は役所に入つてからもあらゆる機会にそういうことの話をしてありますし、そういう災害に、私、先ほど時間的に差がないように、市町村と都道府県と国、この連携がありますけれども、例え

ば自衛隊に出動を言つたのが、朝の五時四十六分に起こつたのに十時過ぎに自衛隊にはつづつ電話をかけたらどうですかと係長が知事に言つて、それで自衛隊に言つた。ところが、八尾飛行場にはもうビデオを撮つたやつが六時間も眠つていたというふうな話があります。

そういうちよつとぐなことにならないような対応をしていかないと、すぐに作動するような安全体制というのを私は確立すべきと、これが先ほど来

のいわゆる災害に対する物を忘れないようにする一番の根拠だと思つております。

○岩本庄太君 参議院の会の岩本庄太でございます。本日の最後でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

たしかこの災害対策特別委員会で質疑をするのが、前回は昨年の十月二十日、熊本県の不知火町の松合地先を視察した後の集中審議だつたと思ひます。私は、そのとき審議したこと、フォローアップという意味で御質問させていただきたい、こう思つておる次第でございます。

私、現地を見まして、その後も質疑等をいたしましたんですが、どうも何か技術的な面で非常にそれぞれの技術者が自分の守備範囲を守り過ぎたというか、その点が非常に気になつた点でございます。あのところも、いわゆる道路をつくつた人、あるいは船だまりをつくつた人、あるいは町営住宅に關与した人、それぞれ技術的な面であつた、検討はされていゝと思ふんです。したがつて、それ

ぞれの人の持つてゐる基準であれば恐らく何の責任もなかつたんでしようけれども、現実には十一名の方ですか、亡くなつたという大変な惨事になつたわけで、もう少しああいふ面であつた、それぞれ各人が少しオーバラップしても互いにダブルチェックするやうな気持ちでやるべきであつた、災害を防げるんじゃないかというやうな指摘をさせていただきました。そのとき大臣は、たしか、日本の国というのはアフリカより海岸線が長いんですか、そういう日本であるから二十一世紀に向

けてそういうことも十分取り組んでいけるというお話でしたので、それは今確認ということで、これ質問ではございませんで、確認ということ

で申し述べさせていただきます。

私の質問は現実的な問題点でして、ああいふ災害を受けた後、それでは松合地先のおそこはどうか改良するの。改良といひますか復旧するの。改良といひますか復旧するの。改良といひますか復旧するの。

○政府参考人(中須勇雄君) 先生御指摘のとおり、昨年九月の不知火湾奥の松合地区における大規模な事故につきまして、私も、早速熊本県、不知火町、水産庁等によりまして、学者にも入つていただきました。松合漁港高潮対策検討会というものを発足させていただきました。昨年十二月に第一回目の会合を開いて、現在二回開き、いろいろ住民の方の意見を聞きながら、住民の意向を聞きながら、今お話の出ました護岸のかさ上げであるとか船だまりについての水門の設置、これをどう進めるか、こういう検討を行つて

いるところでございます。この検討結果を踏まえて施設の整備に私も取り組んでまいりたい、こういうふうにして思つております。

○岩本庄太君 私は、あそここの災害の一番のポイントは住宅があつたことだと思ふんです。人が住んでおられた。普通船だまりというのは、私は専門じゃないですから詳しくはわかりませんが、船だまり程度の構造物をつくるというときは、その背後にあそここのように干拓地みたいに使われ

て住宅があるというのではないんだらうと思ふんです。そういう面から、一つは、そういう住宅、今でも住んでおられると思ひますので、そういう人たちがまた台風シーズンに同じ目に遭つたら困りますので、その辺をどうするかということを考

がするんです。

それともう一つは、そのときに同じやうな海岸があるんじゃないかということで、緊急点検をされる、全国調査をされるというお話を承つております。たしか昨年十一月にその結果は出たやうに伺つておりますが、私はそれは水産庁だけでやられるのかと思つたら、海岸関係の四省庁が協力されて全国的にやられたということで、大変それは結構なこと。全体像につきましては国土庁に後ほどお聞きするとして、とりわけあの地先の災害といふのは水産庁関係が一番大きかつたわけ

です。水産庁の方では調査結果にどんな結果が出ているのかわかりやういふに、全体でどのぐら

い対象海岸があつて、危ないのがどのぐらあつて、特に住宅がその背後地にどのぐらあるかわかれば一番いいんですが、その辺ちよつとお願ひいたします。

○政府参考人(中須勇雄君) 御指摘の緊急点検、お話のとおり四省庁で実施をいたしました。そのうち、私も担当いたしました漁港についての状況を申し上げますと、一つは、点検の対象としては、湾口が南側に面している、開いている湾内

で、背後の最低地盤高が既往の最高潮位より低い地区、こういうことでまず地区をピックアップいたしました。それで三百七十六地区、海岸線の延長にして四百四十一キロ、こういうことでござ

いますと約七割がこれに該当する、こういう数字でございます。

このうち、特に松合漁港地区と地形条件が類似をしてゐる、今先生のおっしゃつた、特に人的被害といふことに関連いたしまして、湾奥に位置するといふことと背後の最低地盤高が既往最高潮位より一・五メートル以上低い、これは松合地区の場合は一・七メートルだつたわけでございますが、一・五メートル以上低い地区ということで調べた結果では、先ほど三百七十六地区のうち六十八地区、こういうことになっております。例えばこの六十八地区につきまして、既に海岸保全施設

の整備が終わっているものの割合が七四%、こういうような数字に相なっております。

○岩本莊太君 七%と小さいようですが、キロにして四百キロと大変大きなものでございますし、ただいまのお話で整備が済んでいるといっても、恐らく松合も済んでいる部類に入っているんだらうと思うんですが、そういうところで起こっているわけですから、その辺、視点をしっかりと据えて、据えてといいますが変えてといいますが、しっかりと見ていただきたいと思います。特に、先ほど言いましたように、これは僕は通告していませんので恐らく調べていないと思いますが、家があるというところが緊急性が要るわけですから、その辺の御配慮をひとつお願いしたい。

それと、こういう調査はいんですが、そういう危険なところは早速対策を立てて取り組まなきゃいけない。これからの取り組みの姿勢と、取り組みにどういうふうなお考えで取り組まれるのか。

それと、平成十二年度予算でどう反映をされているのか。恐らく、今、公共事業はいろいろ言われておりますけれども、こういうものは当然やるべき公共事業である。それには最初の設計基準がよかつたか悪かつたかという問題もあるかもしれないけれども、それはさておいて、やるべきことはやるべきであるというふうには私は思いますが、その辺をよろしく願います。

○國務大臣(中山正曜君) 高潮の災害対策に對しまして関係四省庁、これは農林水産省の構造改善局と水産庁、運輸省、建設省ということでございますが、危険箇所のあるところを、高潮被害が懸念される地域は全国で千四百二十地区あります。そこにおける海岸保全施設の整備率は七五%。先ほど犠牲者は十一名とおっしゃいましたが、十二名出ておりますようでございます。このうちで特に地盤が低い地域は全国で四百九地区ありまして、そこにおける海岸保全施設の整備率は七五%となっております。全国平均は四一%ということ

でございますから、これは平成七年度の話でございますが、平成十四年には四八%に上げたいという希望を持っております。

今後、高潮対策につきまして、危険箇所の全国調査を踏まえて、海岸防災施設整備の一層の推進を図ることとあわせて、警戒それから避難等の適切な対応を図る見地から、ソフト対策の強化を要する。このため、昨年十月に関係七省庁、上記四省に加えて気象庁と消防庁と国土庁によりまして高潮災害対策の強化に関する連絡会議というものを設置いたしました。

地域における防災対策に役立つより詳細な高潮情報の提供に向けて検討を行っているところでございます。

○岩本莊太君 国土庁に御質問しようと思つた分もありまして、今大臣にお答えいただきましたので、この件につきましては以上で質問を終わります。

もう一つ、災害に關しまして、最近非常に予期せない洪水が多いという状況がありまして、その点に關しては、災害対策の委員会じゃないんですけれども、昨年九月九日の決算委員会では建設省に、官房長にきょうお見えになっていただいておりますが、質問させていただきます。

いわゆる公共事業をやつて、私は公共事業を全部だめだと言つてゐるわけじゃないんです。公共事業はやらなきゃいけないものはやらなきゃいけないわけですから、公共事業をやるといふことは随分国土をいじくるわけですから。一つの例で言へば、舗装が非常にふえてくる、道路をやるにも舗装、住宅をつくるにも舗装と。舗装しますと、例えば雨が降つた後の流れ方も違つてくる。例えば住宅の計画をするときに、住宅の部署は住宅をお考えになるかもしれない、道路の部署は道路をお考えになるかもしれない。しかし、そういうものが全体もつと複合してどうなるかというのを起

こるんじゃないのか。

その点について、特に公共事業をたくさん持つておられる建設省、どういうお考えですかという御質問をさせていただいたときに、大変前向きなお答え、やつておられないですけれども、これはぜひやつていきたいというふうなお答えをいただきましたので、きょうはそちらもフォローアップという意味で、具体的にどういうことをやられているのか、官房長お見えですのでお願いします。

○政府参考人(小川忠男君) 御指摘のように、公共事業が大規模化いたしますと、予期した、あるいは予期しないいろいろな影響が出てくるのが予想されます。その意味では、やはり省庁の壁を越えた総合的な政策の調整といひますか展開と申しますか、今まで以上に必要になってくると思ひます。

そういうふうな観点から一つだけ例を挙げさせていただきます。例えば水循環といふのは各省の調整が最も必要になるような典型例だと思ひますが、関係省庁集まりまして、水循環に關するいろいろな政策の点検、御相談をして中間的な取りまとめを行い、それを実施に移すというふうな努力もさせていただいております。

また、たまたまきょうでございますけれども、公共事業に關連いたします六省庁、私も建設省、農林水産省、運輸省、国土庁、北海道開発庁、沖繩開発庁の事務次官が集まりまして公共事業の評価システムのありようですとか再評価あるいは政策の連携等々についていんな打ち合わせ、御相談をするというふうなことになると思ひます。

そういうふうなことで、御指摘いただいたような点を踏まえまして、各省間の連携体制、さらにはそれを地域におろしたときどういうふうな形で政策展開をすればいいのかという観点、引き続き努力させていただきますと思ひます。

○岩本莊太君 私も水循環ぐらいしか余り思ひつかないんですけれども、これはほかにもいろいろ

あると思ひますし、いわゆる公共事業の効率的な実施というのものにもつながるんじゃないか、そういう意味でいい性格の公共事業が取り組めるんじゃないかというふうなことも思ひますので、ひとつその点これからはよろしく御検討をお願いいたします。質問を終わります。

○委員長(但馬久美君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(但馬久美君) 次に、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院災害対策特別委員長岡島正之さんから趣旨説明を聴取いたします。岡島災害対策特別委員長。

○衆議院議員(岡島正之君) ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、昭和五十五年五月に災害対策特別委員会提出による五年間の期限立法として制定されたものであります。その後、昭和六十年三月、平成二年三月に本法の有効期限延長を行い、さらに、平成七年三月には有効期限を五年延長し、平成十二年三月三十一日までとしたものであります。

この間、発生した地震の切迫性及び被害の甚大性が懸念される東海地震に備へまして、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業が今日まで二十年間にわたり鋭意実施されてきたところであります。この法律は本年の三月三十一日をもってその効力を失ふこととなっております。

しかしながら、地震対策緊急整備事業につきましては、用地買収の難航等の諸事情により、現行計画で執行できなかった事業及び財政的制約により現行計画に盛り込めなかった地震防災対策の推

進上緊急に整備すべき追加事業がかなり残されております。

さらに、阪神・淡路大震災等大規模地震災害の教訓や社会環境の変化等により、新たに必要となった追加事業が生じているところであります。

本案は、このような本法の実施状況及び地震防災対策強化地域における地震防災対策の万全を期する上から、本法の有効期限をさらに五年延長し、当該事業を引き続き推進し、東海地震防災対策の一層の充実強化を図ろうとするために提案いたしましたものであります。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一に、本法の有効期限を五年延長し、平成十七年三月三十一日までとすることといたしております。

第二に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、中央省庁等改革関係法律施行法等の関係法律について、所要の改正を行うことといたしております。

第三に、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(但馬久美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(但馬久美君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(但馬久美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会